

# 届出医療機関の皆様へ

## 兵庫県悪性新生物患者届出票の記入方法と留意点

2013-04-01 版

### 1 届出対象者

県内の医療機関で発見されたすべてのがん患者

※平成 19 年 1 月 1 日発症例からが対象。なお、県内、県外在住を問いません。

県外居住がん患者届出票が提出された場合は、当該住所地を管轄する都道府県がん登録室に届出票を提供できる等の規定を整備しました。

### 2 対象疾患

- (1) 全悪性新生物(上皮内がんを含む)
- (2) 頭蓋内の新生物(良性及び性状不詳の新生物を含む)

### 3 届出時期

他の医師からの届出の有無にかかわらず、次の(1)から(3)のいずれかのうち、一番早い時期に一度(1回限り)届出ください。

- (1) 入院患者は退院時
- (2) 外来患者は治療終了時、または検査・治療のために他院に紹介した時
- (3) 患者死亡時(既届出患者については、死亡してからこの項目のための提出は不要)

4 多重がんの場合は、診療内容が全く同じであっても、それぞれの部位について届出票を作成願います。(1 腫瘍につき1届出票)

### 5 届出票記載にあたっての留意点〔兵庫県悪性新生物届出票の記載要領〕を参照)

#### (1) 原発部位

- ・腫瘍が原発した部位の臓器名と詳細部位をご記入ください。
- ※原発部位が不明確の場合は、必ず「原発不明」とご記入ください。
- ※転移が診療対象の場合、原発部位をご記入ください。

#### (2) 組織名

- ・腫瘍の病理組織をできるだけ詳細な情報を含んだ言葉でご記入ください。
- ・形態、性状、分化度、リンパ性造血器腫瘍の由来細胞(B-cell、T-cell)をご記入ください。

#### (3) 「1初発」「2治療開始後・再発」の届出区分

この区分は、「初回診断・治療か、前医での治療開始後か」を区別するために用います。

1初発	a 自施設で診断し、初回治療を自施設または他施設で行った場合 b 他施設で診断され、自施設で初回治療を行った場合
2治療開始後・再発	c 他施設で初回治療を開始した後、自施設にて患者を診療した場合 d 他施設で初回治療が完了した後、自施設にて患者を診療した場合(再発を含む)

- ①「自施設での新規診断症例」の場合、「その後の再発」の届出は不要ですが、「他施設での新規診断症例で、自施設での再発例」では、「自施設での初診時」が届出(「2治療開始後・再発」)の提出対象となります。

- ②「2治療開始後・再発」の診断情報は、わかる範囲で、初発時の情報をご記入ください。なお、再発の場合には、病期及び初回治療は記載不要です。

#### (4) 診断日

##### ①自施設診断日

〈「1初発」の場合〉

診断方法 1～3 を選択の場合は検体採取日、診断方法 4～5 を選択の場合は検査日、診断方法 6 を選択の場合は入院日、当該腫瘍にかかる初診日をご記入ください。

〈「2治療開始後・再発」の場合〉

自施設における当該腫瘍にかかる初診日

##### ②初回診断日

前医で診断された場合や治療開始後・再発の場合（「2治療開始後・再発」の届出区分）は、前医で初めて診断された日をわかる範囲でご記入ください。

#### (5) 病期

- ①UICC の TNM 分類を使用してください。手術施行の場合は術後評価を優先してください。ただし、術前の化学・放射線治療後の手術の場合は、術前評価を優先してください。
- ②その他欄の記載は、病巣の拡がりを記入していただければ、記入不要です。なお、病巣の拡がりの判定が困難で記入できない場合に限り、TNM 分類を補足する意味で、深達度、腫瘍径など、病巣の拡がりの判定に役立つ情報を記入してください。

#### (6) 初回治療

- ①初発の腫瘍に対する治療として実施したかどうかをご記入ください。
- ②「初回治療」として計画・実施された範囲が、「初回の一連の治療」です。治療の結果として、治療方針を変更した場合、変更後の治療は含まれません。
- ③治療計画が明らかでなかった場合は、診断から 4 か月以内に実施された治療を初回治療の目安としてください。なお、初回治療に「その他の治療」の「その他」欄には、TAE、PEIT、温熱療法、レーザー等治療（焼灼）などについてご記入願います。

#### (7) 備考欄（オプション欄）

- ①紹介先、紹介元の医療機関名
- ②原死因（記載例：第1癌、第2癌）、転移情報などを記載願います。

### 6 届出票様式

（紙による届出）

- (1) 届出票は、兵庫県健康財団ホームページにアップロードしています様式をコピーして使用いただくことも可能です。また、院内がん登録と連動するシステムを構築しているなど当該医療機関でプリントアウトしたものを届けていただいても結構です。
- (2) （公財）兵庫県健康財団で作成した送付用封筒で送付いただくと、送料は不要です。

（電子データによる届出）

電子データによる届出を可能とする規定を設けたことで、次のとおり提出願います。

#### (1) 当面の方針

当面の運用は、院内がん登録を実施している医療機関で、かつ、対象データを、次のとおり

限定する。

A:院内がん登録ソフト Hos-CanR(国立がん研究センターが無償提供)で作成された電子データ

B:Hos-CanR 以外の登録ソフトを活用している場合は、Hos-CanR により地域がん登録用に変換した電子データ

(2) 提出方法

別紙「地域がん登録届出票の電子データによる提出方法について(取扱い)」の2、3を参照願います。

7 届出方法

なお、届出は、「半月」「1 か月」「3か月」単位など、一定期間とりまとめた上で送付いただいて結構です。特に、届出を始めるにあたっては、事前の届出医療機関としての登録(申請等)は必要ありません。担当課室、担当者、メールアドレスなど記載いただいた送付文とともに、患者届出票をお送りいただけたら結構です。

8 問合せ等

記載内容が不明確な場合には問い合わせさせていただきますので、その際にご協力をお願いいたします。なお、問い合わせに際しては、個人情報に関することですので、セキュリティには十分に配慮した方法をとらせていただきます。

9 その他

がん登録事業を説明しました掲示用ポスター(A2)を作成していますので、ご希望がありましたらお申し出ください。

【お問合せ先】

○悪性新生物(がん)登録事業に関するお問合せ

兵庫県 健康福祉部 健康局 疾病対策課(がん対策担当)

住所:〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

電話:078-362-3202 FAX:078-362-9474

○「悪性新生物患者届出票」の記入方法、患者届出票・送付用封筒の請求等に関するお問合せ

公益財団法人 兵庫県健康財団 がん登録室

住所:〒651-2103 神戸市西区学園西町6-3-1

電話:078-793-9340 FAX:078-793-4841